

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は千葉市立稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互が協力して自主的な活動を行うことにより、学校生活の健全な自治と良い校風をつくっていくことを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本校の生徒はすべて本会の会員とする。

第4条 本会員は選挙権および議決権をもつ。

第5条 本校の高校生または中等後期生、中等3年生は被選挙権を有する。

第6条 会員は、積極的に生徒会活動に参加し、本会各機関の議決事項に従う義務を負う。

第4章 役員及び顧問

第7条 本会には会長1名、副会長・書記・会計各2名の役員をおく。

ただし必要な場合は事務局員をおくことができる。

第8条 本会の役員は総選挙によって選ばれる。

第9条 役員の任務を次のとおりとする。

1. 会 長

会長は生徒会を代表していっさいの会務を行う。

2. 副会長

副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその任務を代行する。

3. 書 記

書記は総会及び評議会の議事を記録し、議事録及びその他の書類を保管し、会議の議事結果を報告する。

4. 会 計

会計は生徒会いっさいの会計事務を行い、会計監査を受け、総会に決算報告をする。

第10条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 役員の解任は次の場合に行う。

1. 任期満了の場合

2. 全会員の3分の2以上の連署によるリコール申請が選挙管理委員会に提出され、その承認を受けたとき。

第12条 本会の顧問として、校長の任命した数名の教師をおく。顧問の教師は、発議提案の権利を有し、生徒会の活動に指導と助言を与える。

第5章 総 会

第13条 総会は本会最高の議決機関で次の権限をもつ。

1. 会則の改正。

2. 予算の決定、決算の承認。

3. その他重要議事の審議決定。

第14条 総会は全会員で構成し、毎年1回開くことを原則とする。ただし、次の場合臨時にこれを開くことができる。

1. 会長が必要と認めた場合。

2. 評議会が必要と認めた場合。

3. 全会員の3分の1以上の署名による要求があった場合。

第15条 総会議長、副議長は、評議会議長・副議長が兼任するか、又は、総会によって指名された本会会員がこれを行う。

第16条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第6章 評議会

第18条 評議会は総会に次ぐ議決機関である。

第19条 評議会はホームルーム代表1名の評議員および各委員会代表1名によって構成され、任期は1ヵ年とする。

第20条 評議会は月1回開くことを原則とする。ただし会長が必要と認めた場合又は評議員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。

第21条 会議は評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第22条 評議会には、評議員の互選により次の役員をおく。ただし、書記、会計は本部の書記、会計がこれにあたる。

議長1名、副議長1名、書記、会計

また、次のような特別委員会をおく。

予算編成委員会、会則検討委員会、機関誌編集委員会、行事検討委員会

第7章 学年評議会

第23条 学年評議会は評議会の補佐機関であって、各学年ごとに設けることができる。

第24条 学年評議会の決定は、その学年の決定とはなるが、本会の決定にはならない。

第25条 学年評議会は各ホームルームのルーム長、副ルーム長1名ずつによって構成される。

第26条 学年評議会には、議長・副議長・書記をおき、議長は、評議会に議案の提出及び活動報告をする。

第8章 委員会

第27条

1. 委員会には美化・体育・文化・保健・放送・図書・生活・国際交流の委員会を、前期課程のみ左記に加え給食の委員会をおく。
2. 委員会の任務は次のとおりとする。

美化委員会：校舎内外の清掃美化・防災活動の計画と遂行。

体育委員会：校内の各種体育行事の計画と遂行。

文化委員会：校内の各種文化的行事の計画と遂行。

保健委員会：校内の保健衛生に関する活動の計画と遂行。

放送委員会：校内の放送・学校行事への協力及び、視聴覚に関する活動の計画と遂行。

図書委員会：学校図書館の運営及び図書資料の整備に対する協力と読書欲向上への奉仕。

生活委員会：生徒への望ましい生活態度の確立と向上を計るための計画と遂行。

給食委員会：給食時の安全の確保と環境整備の計画と遂行。

国際交流委員会：校内の各種国際交流行事の計画と遂行。

第28条 委員会はホームルーム選出の委員及び、顧問をもって構成する。

第29条 委員会運営に関する事項は、これを細則で定める。

第30条 必要に応じて、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会運営に関する事項は別に定める。

第9章 ホーム・ルーム

- 第31条 ホーム・ルームは本会各機関に協力し、各ホーム・ルームに関する活動を行う。
- 第32条 ホーム・ルームには、ルーム長、副ルーム長、書記、会計、など必要な役員をおく。
- 第33条 各ルーム長と副ルーム長とを評議員団とし、そのどちらか1名はクラスを代表して評議会に出席し、その決議事項をホームルームに報告し、必要に応じて話し合い、次の評議会に備えなければならない。

第10章 部・同好会

- 第34条 会員の個性を発展させるため、運動部・文化部の各部及び同好会を設ける。
- 第35条 各部・同好会は評議会の承認によって成立し、1～2名の顧問教師をおく。また、部長、副部長、会計各1名をおく。
- 第36条 部・同好会の設立廃止については別に定める。

第11章 選挙

- 第37条 役員の選挙はすべて選挙管理委員会が管理する。選挙に関する細則は選挙規則による。

第12章 会計

- 第38条 会員は規定の会費を納める義務をもつ。ただし、新たに入会するものは入会金として規定の額を納める。規定額は総会で決定する。
- 第39条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第40条 各機関の会計が会計事務にあたり、顧問とともに、責任を負う。会計事務に関する事項はこれを細則で定める。
- 第41条 予算編成委員会は、評議員の中から選ばれた若干名と生徒会会計で構成する。
- 第42条 予算編成委員会は、予算案を評議会に提出して承認を得た後、生徒総会に提出する。

第13章 会計監査

- 第43条 会計監査は、各ホーム・ルームの会計から2名を互選し、評議会の承認を受けその任にあたる。
- 第44条 会計監査は、生徒会会計一切を監査し、総会で監査報告をしなければならない。

第14章 保留権

- 第45条 校長は、学校運営に支障があると認めたときは、議決事項を保留することができる。

第15章 改正

- 第46条 本会則の改正は評議会の議決で発議し生徒総会で3分の2以上の承認を必要とする。

附 則

- 本会則は昭和61年4月1日改正。
- 本会則は平成17年4月1日一部改正。
- 本会則は平成19年5月14日一部改正。
- 本会則は平成21年5月11日一部改正。
- 本会則は令和4年3月31日一部改正。
- 本会則は令和7年2月27日一部改正。